

山梨県公報

第五百十号

令和六年

十月十七日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更……………四〇七
○道路の供用開始……………四〇七

公告

○公共測量の実施(六件)……………四〇七
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四〇八
公安委員会
○一般競争入札について……………四〇九

告示

山梨県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年十一月七日まで一般の縦覧に供する。
令和六年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府中央右左口線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市大津町字高町一〇八八番九地先から 甲府市大津町字高町一〇八八番九地先まで	旧	二五・八	三五八・一
		六一五・〇	

山梨県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年十一月七日まで一般の縦覧に供する。
令和六年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山梨市停車場場線	山梨市上神内川字藁塚一五番五地先から 山梨市上神内川字藁塚一五番六地先まで	七一・六	令和六年十一月十五日

公告

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和六年十月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 測量の地域 釜無川流域
- 測量の期間 令和六年九月十三日から令和七年三月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 早川上流部
- 三 測量の期間 令和六年九月十三日から令和七年三月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル500
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月十八日から令和七年三月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 早川下流部
- 三 測量の期間 令和六年十月四日から令和七年三月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月十八日から令和七年三月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図） 地図情報レベル250
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年十月二十二日から令和七年三月十四日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（甲斐駒東部地区 中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができ、また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月十四日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年十一月二十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年四月十七日まで

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年十月十七日

山梨県警察本部長 小柳 津 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 通信指令システム用機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで
 - 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部生活安全地域課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし

ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- 3 令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和六年山梨県告示第五十八号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全地域地域課通信指令室通信運用係 電話〇五五―二二一―〇一〇
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和六年十月三十一日(木)までの山梨県の休日(以下「県の日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに四の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会 実施しない。
- 4 入札及び開札の日時及び場所 令和六年十二月二十日(金)午後二時 山梨県警察本部(防災新館)二階聴聞室
- 5 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和六年十二月十八日(水)午後四時までに山梨県警察本部生活安全地域地域課通信指令室通信運用係(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 8 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和六年十二月二日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四の1の場所に直接持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否 要

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。
(三) 問合せ先 山梨県警察本部生活安全部地域課（電話〇五五―二二一―〇一〇）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamanaishi Prefectural Police Information Network, 1 Set
- 2 Date and time for tender: 2:00PM December 20, 2024
- 3 Bureau in charge: Community Police Affairs Division, Community Safety Department, Yamanaishi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaishi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110